

令和3年度

第3回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目 次]

件 名	ページ
議案第 1 号 古河市循環バス年末年始の運行について	1
報告第 1 号 古河市循環バス利用啓発について	2
古河市公共交通活性化会議設置要綱	8
古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	11
令和 3 年度 第 3 回古河市公共交通活性化会議委員名簿	14

議案第1号

古河市循環バス年末年始の運行について

1 運行概要

古河市循環バス「ぐるりん号」の運行日については、令和元年度第3回古河市公共交通活性化会議議案第1号及び第2号にて、「年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く毎日」としたところではあるが、利用者の利便性を鑑み、「12月31日から翌年1月3日までを除く毎日」と変更し、本年から実施する。

2 対象コース

全6コース

3 時刻表

通勤通学コースについては、土休日の運行ダイヤとする。

運 休 便	右回り	第1便	古河駅東口 6:20発、古河駅東口 6:55着
		第10便	古河駅東口 20:40発、古河駅東口 21:15着
		第11便	古河駅東口 21:30発、古河駅東口 22:05着
便	左回り	第1便	古河駅東口 5:50発、古河駅東口 6:25着

4 その他

令和3年10月 日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

報告第1号

古河市循環バス利用啓発について

1 概要

古河市循環バス「ぐるりん号」については、コースの新設や既存コースのルート変更により、令和2年4月に再編を実施したところではあるが、コロナ禍と重なったことにより利用者は大きく減少した。新型コロナウイルスの感染は未だ収束していないが、新規感染者は現在減少傾向にあり、今後の動きを見据え、より多くの方に循環バスを利用していただくことを目的に除菌シートをノベルティとした循環バス啓発物品を公共施設等に設置する。

2 設置時期及び設置個所

設置時期：令和3年12月以降

設置場所：JR古河駅、道の駅まくらがの里こが、循環バス「ぐるりん号」車両内

設置数量：500個

レイアウト：



3 その他

令和3年10月14日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合

における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるものほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成22年告示第113号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第152号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第100号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第229号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際に現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員（以下「現委員」という。）は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(3) 支払いについては、インターネットバンキングを利用することができる。

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月2日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
---	---	---

1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜 入

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和3年度 第3回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	近 藤 かおる	
3	古河市議会	議 長	鈴 木 隆	
4	古河市行政自治会	副会長	蜂 須 誠 司	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長		会長職不在
6	古河商工会議所	副会頭	川 島 正 廣	
7	古河市商工会	会 長	峰 英 雄	
8	特定非営利活動法人まちづくり支援センター	代表理事	為 国 孝 敏	
9	国土交通省関東運輸局交通政策部	交通企画課長	板 垣 友圭梨	
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	(企画調整)
11	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	(輸送)
12	茨城県政策企画部	交通政策課長	中 村 浩	
13	茨城県境工事事務所	道路管理課長	東ヶ崎 祐 二	
14	古河警察署	交通課長	高 橋 淳 也	
15	茨城県バス協会	専務理事	川 上 敬 一	
16	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
17	ジェイアールバス関東(株)佐野支店古河営業所	所 長	益 子 公 広	
18	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	信 清 智 之	
19	古河ハイヤー運営協議会	会 長	日 暮 光 吉	
20	朝日自動車株式会社	運輸部課長	田 沼 健 一	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和 田 武 士	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所市民部	部 長	大 山 昌 利	
2	古河市役所市民部交通防犯課	課 長	関 勝 弘	
3	古河市役所市民部交通防犯課	課長補佐兼係長	樋 口 和 久	
4	古河市役所市民部交通防犯課	主 幹	落 合 友 戯	
5	古河市役所市民部交通防犯課	主 事	岡 安 祐 太	